

V. 介護保険外のサービス

1. その他のホームヘルプサービス

その他のホームヘルプサービスとは、介護保険以外のサービスです。全額自己負担となりますが、要介護認定が非該当となった方や、介護保険の範囲外のサービスを希望される方の利用等が考えられます。なお、介護保険の訪問介護事業所（P14、15参照）でも自費サービスを行っている場合もありますので、直接事業所までお問い合わせ下さい。

※△は要相談です。

事業名	事業所名	利用料	営業日		利用可能時間	備考
			平日	土日祝		
有償協力員派遣事業にじの会	(社福) 池田市社会福祉協議会 池田市城南3-1-40 ☎751-0421 FAX753-3444	入会金500円 30分500円 (交通費別)	○	△	協力会員がいれば利用可	夜間、土日祝は要相談
シルバー人材センター家事援助サービス	(公社) 池田市シルバー人材センター 池田市八王寺1-7-5 ☎754-1980 FAX754-1982	1時間964円～ (事務費10%) ・交通費別)	○	△	9:00～ 17:00	原則2時間以上
看護師・家政婦紹介所	(有) 池田看護師・家政婦紹介所 池田市栄町10-9 ☎751-3001 FAX751-0189	1時間 昼1,275円～ 夜1,416円～ (交通費別)	○	○	24時間可能	日祝は1時間につき 118円増し
助け合い制度コープむつみ会	生活協同組合コープこうべ 豊中市南桜塚2-1-2 ふれあいセンター桜塚2F ☎06-6849-0231 FAX06-6849-6008	30分500円 (交通費別)	○	土○ 日祝△	9:00～ 17:00	日祝は1時間につき 100円増し 交通費別 ※組合員であること
ライフ・ケア(介護サービス)	ライフ・ケア 池田市荘園1-2-19(本社) ☎0120-466-257 FAX763-1588	2時間4,950円(税込) 夜間(10時間) 20,900円(税込) スタッフ移動費500円/回	○	○	24時間可能	当日キャンセルは 別途2,100円が 必要
コアスマイル(サポートプランナー)	サポーターサービス 池田市畑3-2-3 ☎090-1241-1243	15分500円 1時間2,000円	○	△	8:00～ 19:00	時間外、土日祝は 相談可
ちょっとさん(介護サポート・介護タクシー)	ちょっとさん 池田市八王寺1-1-3 ☎090-3354-2010	サポート代10分300円 (20分～利用可能) タクシー料金別	○	△	8:00～ 18:00	伏尾台方面は 40分～利用可能

2. 高齢者日常生活援助（お手伝い）事業

高齢者の日常生活の利便性向上のため、日常生活援助に関するサービスを実施します。

（1）利用できる方

65歳以上の高齢者のみの世帯及び妊産婦、障がい者等が属する世帯で住民税非課税の世帯

（2）サービスの内容

- ・買い物（日常生活用品）
- ・軽微な日常生活活動に係る援助（電球の交換、ゴミの運び出し等）
- ・1回当たり2時間以内、月5回を上限とする
- ・市内での買い物に限る

（3）利用料金

1回当たり2時間以内 1,000円
（材料費、交通費等の実費は本人負担）

【申し込み・お問い合わせ】

（公社）池田市シルバー人材センター ☎754-1980

3. 街かどデイハウス事業

概ね65歳以上の介護保険を利用されていない高齢者が地域で自立した日常生活を確保するためのサービスです。

（1）利用できるとき

- ・閉じこもりがちな生活を変えて、交友関係を広げたいとき
- ・足腰の筋力をつけて、転倒予防や病後の体力回復につなげていきたいとき
- ・趣味を誰かと一緒に楽しみたいとき等

（2）サービスの内容

- 健康チェック
- 健康体操、趣味・創作活動、レクリエーション等
- 給食
- 介護予防、閉じこもり予防
- その他利用者の日常生活の向上に資する事業

（3）利用回数及び時間

週に3回以上（月・木・金・水曜は不定期）
1日の利用時間 9:30～17:00

（4）利用料金 1日750円（食事・おやつ、お茶代込み）

（5）開催場所 池田市立伏尾台第1コミュニティセンター

【申し込み】

NPO法人ハッピークラブ ☎753-9473

4. 高齢者向けサロン

1) ふれあいサロン

外出するきっかけづくり、友達づくりの場ともなる「ふれあいサロン」です。

地域の方々と交流することもでき、さまざまな世代と出会うこともできます。また、介護予防にもつながります。ただし、開催が中止または変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

<参考：令和元年度の開催状況>

地区名	場 所	時 間	開催日
伏尾台	伏尾台コミュニティセンター第1会館 (伏尾台 3-4-3)	9:30~15:00	毎週月木金 第3水
細河	木部会館(木部町 136)	10:00~11:30	第1月
	バードヒルズ1号館集会所(伏尾町 76-16)	13:00~15:00	第1木
	バードヒルズ2号館集会所(伏尾町 14-2)	13:30~15:00	第3水
	バードヒルズ3号館集会所(伏尾町 14-2)	13:00~15:00	第4水
秦野	南畑会館(畑 1-7-4)	10:00~14:00	第1水
	渋谷会館(渋谷 3-3-18)	10:00~12:00	第3木
	秦野会館(旭丘 1-9-G101)	10:00~12:00	第4木
池田	コミュニティセンター(栄本町 9-1)	10:30~15:30	奇数月第2水
		13:30~15:30	偶数月第2水
	城南会館(城南 1-8-22)または 保健福祉総合センター(城南 3-1-40)	13:30~15:30	奇数月第2水
		10:30~15:30	偶数月第2水
	<カラオケ> コミュニティセンター(栄本町 9-1)	11:00~15:00	第3水
五月丘	五月丘会館(五月丘 2-4-1)	13:30~15:00	第3金
呉服	呉服会館(呉服町 11-1)	13:30~15:30	第1・3水
	姫室・室町会館(姫室町 3-1)	13:30~15:30	第2・4水
神田	神田会館(神田 3-5-16)	13:00~16:30	毎週水
緑丘	鉢塚会館(鉢塚 2-8-5)	11:00~13:00	第2木
	アルビス緑丘集会所(緑丘 2-1)	13:30~15:30	第1金
北豊島	天神防災研修室(天神 2-2-13)	13:30~15:00	第1月
	きたてしまプラザ(豊島北 2-2-18)	13:30~15:00	第2火
	住吉会館(住吉 2-3-24)	13:30~15:00	第2木
	荘園会館(荘園 1-7-13)	13:30~15:00	第4木
石橋	井口堂北会館(井口堂 1-6-4)	12:30~16:00	第4金
石橋南	石橋会館(石橋 4-6-2)	13:00~14:30	第1・第3金
		13:00~14:30	第2月

2) おしゃべりサロン

子どもから高齢者まで、どなたでも参加できます。時間内にいつでも気軽に参加できる場所です。ただし、開催が中止または変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

<参考：令和元年度の開催状況>

地区名	場 所	時 間	開催日
伏尾台	府営住宅集会所（伏尾台 2-4）	10:00~12:00	第1・3火
	ビューハイツ伏尾台集会所（伏尾台 2-9-2）	13:30~15:30	第3火
	伏尾台コミュニティセンター第1会館 （伏尾台 33-4-3）	10:00~12:00	第1木
	伏尾台コミュニティセンター第2会館 （伏尾台 1-188）	（未定）	（未定）
秦野	南畑会館（畑 1-7-4）	10:00~12:00	奇数月第4土
池田	コミュニティセンター（栄本町 9-1）	（未定）	年4回開催
	槻木会館（槻木町 2）	17:00~19:00	月1回開催
	<ペン習字講座> コミュニティセンター（栄本町 9-1）	14:00~15:00	第4火
	上池田会館（上池田 1-9-19）	（未定）	（未定）
五月丘	<ファミリースイーツ教室> 五月丘会館（五月丘 2-4-1）	（未定）	偶数月開催
呉服	アルビス池田 集会所（八王寺 1-8）	13:30~15:00	最終週水
	池田駅前南会館（呉服町 1-1）	13:30~15:00	毎月第1水
神田	神田北会館（神田 1-28-27）	10:00~11:30	第3木
緑丘	緑ヶ丘ハイツ集会所（緑丘 1-8-4）	13:30~15:00	第3金
北豊島	きたてしまプラザ（北豊島 2-2-18）	11:00~13:00	偶数月第3日
石橋	井口堂北会館（井口堂 1-6-4）	13:30~15:30	第2木
	旭丘会館（旭丘 3-7-13）	13:30~15:30	第3木

【お問い合わせ】

池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

5. 紙おむつ給付事業

自宅において寝たきり等により、常時おむつを使用している方に、紙おむつの給付券を交付します。

(1) 利用できる方

常時紙おむつを使用されている、在宅で65歳以上の住民税非課税世帯の方で、介護保険の要介護認定が要介護4・5の方

※介護保険施設へ1ヶ月以上入所されるとき及び医療機関に3ヶ月を超えて入院されるときは、一旦中止させていただくことになっておりますので、お手数ですが池田市社会福祉協議会へご連絡下さい。

(2) 給付額 1,600円/月

(3) 給付方法

3ヶ月分を1枚単位とした「紙おむつの給付券」を年2回にわけてご自宅へ郵送しますので、下記の取扱店にてご希望の紙おむつと引き換えていただきます。

(4) 申し込み

・申し込み先

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

・申し込み時に必要なもの

介護保険被保険者証や介護保険要介護認定結果通知書など、要介護度が明記されているものの写し、印鑑

【お問い合わせ】

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

<池田市紙おむつ給付券取扱店一覧>

	店名	住所	電話番号	配達
1	井口堂薬局	井口堂 1-9-26	786-9588	相談のうえ
2	石橋赤壁薬局	石橋 1-12-4	761-8038	可
3	くまさか薬局	石橋 1-9-1 宮下ビル1階	761-1030	可
4	末吉薬局	旭丘 1-10-9 ときわマンション1階	753-9522	持ち帰りのみ
5	大學薬局	菅原町 3-1-118	751-4654	相談のうえ
6	天神赤壁薬局	豊島北 2-3-14	760-4320	可
7	萩原薬局	伏尾台 3-4-1-119	752-0056	相談のうえ
8	もとにし薬局	石橋 1-3-9	761-8540	可
9	ウエルシア薬局	城南 3-1-10	753-4911	相談のうえ
10	バリアフリーショップもみじ	上池田 2-2-1 サンシャイン上池田 102	0120-547-023	可
11	アピス薬局池田店	呉服町 2-20 クレハ 220ビル 102	743-1518	可
12	アカネ薬局	宇保町 5-9 ユニブル池田 106	750-3400	相談のうえ
13	アカネ薬局室町店	室町 2-2-A	737-7162	相談のうえ

6. 指定ごみ袋の福祉配布

自宅において寝たきり等により、常時おむつを使用している方に、指定ごみ袋の福祉配布を行います。

(1) 利用できる方

- ・紙おむつ給付事業の対象者の方
- ・紙おむつ給付事業対象外の65歳以上の方で、医師の診断により在宅で常時紙おむつを必要とする高齢者の方

※介護保険施設へ1ヶ月以上入所されるとき及び医療機関に3ヶ月を超えて入院されるときは、一旦中止させていただくことになっておりますので、お手数ですが高齢・福祉総務課へご連絡下さい。

(2) 配布枚数

1年度につき40リットル袋50枚（枚数・リットルの変更可）

(3) 引換方法

ごみ袋は市内の障がい者通所事業所が宅配いたしますので、事前に自宅へ郵送する「指定ごみ袋福祉給付券」とお引き換え下さい。

※宅配をご希望でない場合は、障がい福祉課（市役所2階11番窓口）へ「指定ごみ袋福祉給付券」を持参の上、ごみ袋とお引き換え下さい。

(4) 申し込み

- ・申し込み先

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

- ・申し込み時に必要なもの

介護保険被保険者証や介護保険要介護認定結果通知書など、要介護度が明記されているものの写し

【お問い合わせ】

- ・申し込み、給付券の送付について

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

- ・ごみ袋の引換について

障がい福祉課（市役所2階11番窓口） ☎752-1111（内線328）

7. 給食宅配サービス

高齢者の食生活の向上のため、バランスの取れた食事を宅配するサービスです。

配食サービス事業所（参考）

NO	事業所名	営業日				配食可能			食事の内容					組合せ		配達状態			その他 (すべて税込価格)
		平日	土日祝	お盆	年末年始	朝	昼	夕	おかゆ	きざみ	ミニサー	治療食	材料のみ	ご飯とおかず	おかずのみ	常温	冷蔵	冷凍	
1	まる味食品株式会社 池田市鉢塚1-2-12 ☎072-751-1135 FAX072-753-4400	○	土のみ ○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	おかず+ごはん 500円 ※配食は2食から
2	ニコニコキッチン池田店 池田市綾羽2-2-4 ☎072-702-5525 FAX072-702-5526	○	○	○	年始 ×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	おかずのみ ヘルシー691円 元気メニュー756円
3	いこいの配食サービス 川西市南花屋敷4-4-11 ☎072-740-0345 FAX072-740-0346	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	買物代行 ○	○	○	○	×	年始のみ ○	おかずのみ ヘルシー食630円 バランス健康食740円 日替お寿司540円～
4	宅配クック1・2・3茨木店 茨木市水尾3-3-33 ☎072-638-8883 FAX072-646-8893	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	おかず+ごはん 594円 おかずのみ 540円
5	まごころ弁当伊丹店 伊丹市中央1-9-9 ☎072-772-1791 FAX072-786-7222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	ミニ小町470円 おかず+ごはん590円 おかずのみ490円 ムース食670円
6	大阪よどがわ市民生活協同組合 茨木市横江2-6-23 ☎0120-580-451 FAX072-632-6168	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	おかず+ごはん 583円～ おかずのみ 562円～
7	ライフデリ 池田店 豊中市待兼山町21-5-103 ☎06-6845-3211 FAX020-4623-2983	○	○	○	年始 ×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	おかず+ごはん 617円～ おかずのみ 567円～

※内容については変更の可能性がありますので、ご利用の際には事業所へお問い合わせ下さい。

8. 救急医療情報キット（キットあんしんぷくまるくん）

ひとり暮らしの高齢者等に救急医療情報キット（情報保管容器）を配布することで救急隊員等が緊急時により迅速・的確に対応することが可能となります。

（1）利用できる方

市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる方や障がい者の方

（2）キットの保管場所

冷蔵庫の中（玄関ドアの内側及び冷蔵庫にステッカーを貼ります。）

（3）キットに保管するもの

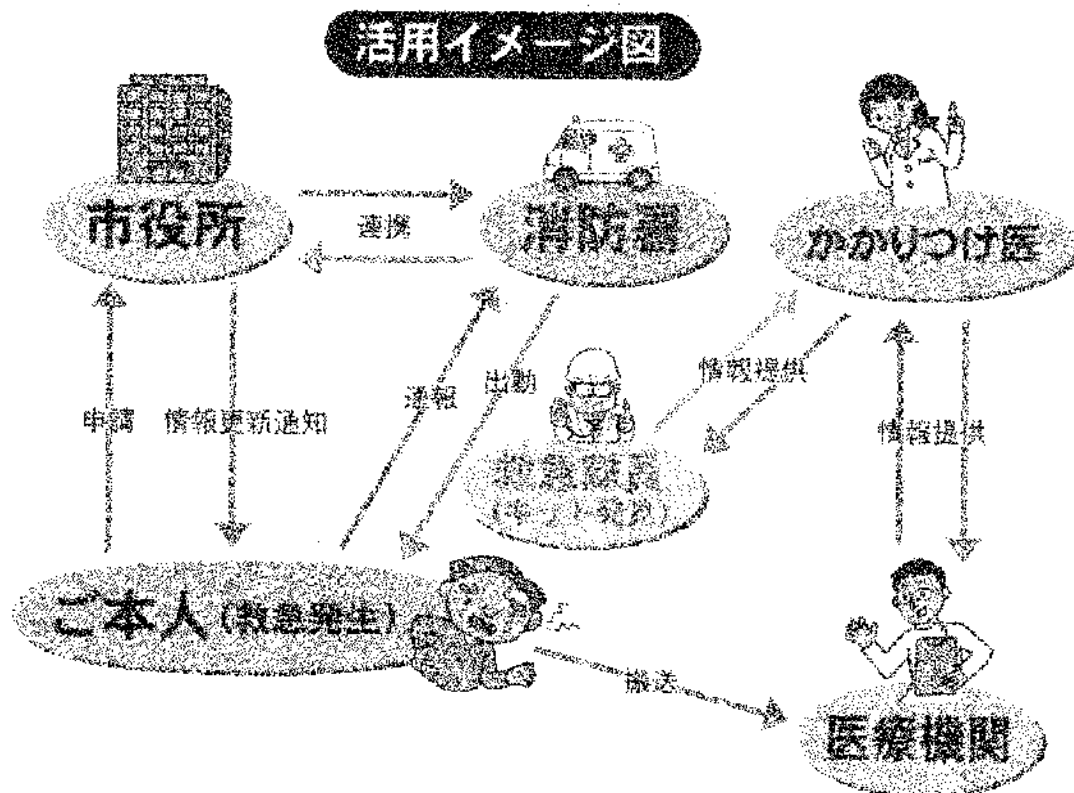
- ・救急医療情報（用紙にご記入下さい）
- ・ご自身の写真
- ・健康保険証（写し）
- ・診察券（写し）
- ・薬剤情報提供書（写し）



【申し込み／お問い合わせ】

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

地域包括支援センター（P1参照）



9. 緊急通報装置の貸与、鍵預かりサービス

固定電話に設置する緊急通報装置は、火災発生時や救急車が必要なときに緊急ボタンを押すだけで、消防指令センターと電話がつながります。相談ボタンで24時間の健康相談等も受け付けます。また、委託先の警備会社に鍵を預けることもでき、緊急時に駆けつけ、鍵の開閉を行います。なお、希望者には毎月1回程度、職員の訪問による見守りサービス（無料）を実施しています。

（1）利用できる方

市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる方（昼間独居など）

（2）費用

・緊急通報装置 月額500円（税込）

※但し、生活保護世帯は無料です。

・鍵預かり 月額550円（税込）

（3）必要書類

・申請書（地域包括支援センターの職員が自宅を訪問した際にご記入いただきます。）

・誓約書

・状況書（氏名、協力員、緊急連絡先、かかりつけ医など）

※事前に消防署のコンピュータに情報入力し、発報時、消防署管制室コンピュータ画面に表示されます。

（4）申請手順

①地域包括支援センターが自宅を訪問、必要書類を準備します。

②後日、業者が機器を設置します。

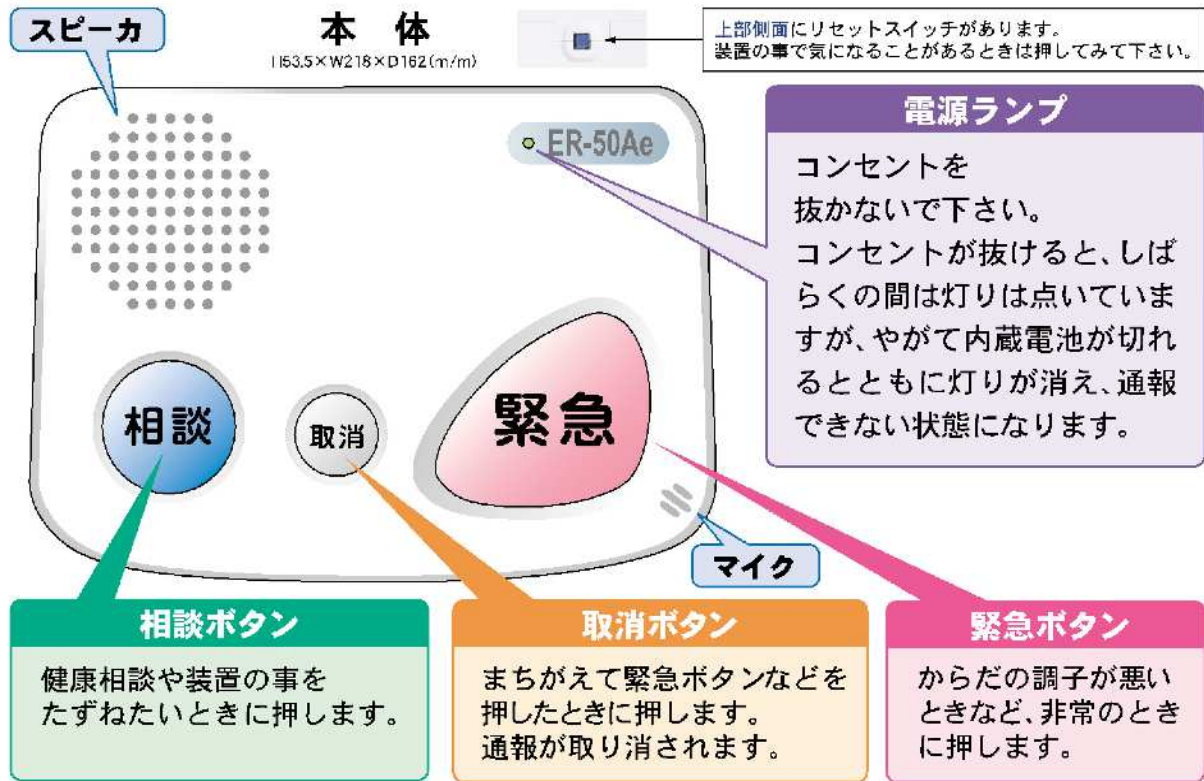
※申請から機器の設置までに約2～3週間程かかります。

【申し込み／お問い合わせ】

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

地域包括支援センター（P1参照）

緊急通報装置



ボタンを押すときは、1秒以上押して下さい。

コンセントが抜けると装置から「停電です」や「電池切れです」というアナウンスが流れますので、コンセントを確認して下さい。



- このペンダントでは会話はできません。
- 室内専用です。
- 防水ではありませんので、水をかけないでください。

10. 高齢者見守り事業（高齢者安否確認）

市内在住の75歳以上の高齢者の安否確認を実施し、高齢者が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

（1）安否確認対象者

介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険を調査日から過去1年間利用されていない方

（2）調査期日

4月に75歳以上の方全員を対象に実施します。

（3）安否確認団体

民生委員児童委員協議会

（4）事業の流れ

- ①市が安否確認対象者名簿を作成、安否確認団体に調査訪問をお願いします。
- ②安否確認団体が対象者宅を訪問、調査を行います。
- ③安否確認団体が調査結果を市に報告します。
- ④安否の分からない方を市職員が再度訪問、確認します。
- ⑤必要な場合、市が立入調査を行います。

【お問い合わせ】

高齢・福祉総務課 ☎ 752-1111（内線 555）

<見守りホットラインご協力のおお願い>

池田市では社会的孤立をしている人たち（75歳未満も含む）に対して、地域のみなさん、事業者のみなさんで見守りをしていただき、ちょっとした気付きを気軽に連絡できる窓口「専用電話（見守りホットライン）」を設置しました。

気になることがあれば、まず一報をお願いします。

【池田市見守りホットライン】

高齢・福祉総務課 ☎ 754-6336

（平日 午前8時45分～午後5時15分）

11. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と池田市社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行うものです。

(1) 利用できる方

福祉サービスの利用や日常の金銭・財産管理等が困難な次のような方

- ・ 認知症の方
- ・ 知的障がい者
- ・ 精神障がい者

※いずれも意思確認が可能な方に限ります。

(2) 内容

<福祉サービスの利用援助>

福祉サービスの利用手続き等をお手伝いします。

<金銭管理サービス>

日常の預貯金の出し入れ、公共料金、家賃等の支払い代行を行います。

<通帳、証書類の預かりサービス>

通帳・印鑑・年金証書・不動産権利証書等を池田市社会福祉協議会でお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。

(3) 費用

	利用料 (1回あたり)	通帳、証書等の預かりサービス (貸金庫利用料)
生活保護受給者	0円	400円/月
住民税非課税	300円	
住民税課税で収入が250万円未満	900円	
住民税課税で収入が250万円以上	1,800円	

※預貯金が概ね1,000万円以上の方は、利用できません。

【申し込み／お問い合わせ】

池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

12. 日常生活用具の給付

ひとり暮らしの方などが安心して暮らせるように日常生活用具を給付します。

(1) 用具の種類と利用できる方

区分	品目	利用できる方
給付	火災警報器	65歳以上のひとり暮らしの方などで、住民税非課税の世帯

(2) 申し込み

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線569）

13. 成年後見制度利用支援事業

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方は、財産管理、身上監護についての契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な場合があります。これらの方を保護し支援するのが成年後見制度です。

この成年後見制度の利用を確保するため、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない方に対しては、市長が審判開始の申立てを行います。

【お問い合わせ】

高齢・福祉総務課（市役所2階5番窓口） ☎752-1111（内線555）

14. 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、養成講座を開催しています。

- (1) 内容 認知症について、認知症の人への接し方、本人の想いや介護する家族の想い、サポーターができることなどの内容で1時間半程度の講座です。



講座を修了された方には、「サポーターカード」をお渡しします。

- (2) 開催日 地域・職場・学校などで5人以上集まれば、開催します。
※日時については、要相談になります。
- (3) 料金 無料

【お問い合わせ】

地域支援課（市役所2階6番窓口） ☎752-1111（内線380・381）

15. こころの健康相談

精神疾患（認知症・アルコール依存症・うつ病など）の、本人及び家族の相談について、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師が相談に応じます。また、在宅で支援をされている方へのコンサルテーションなども行っています。

- (1) 申し込み 予約制
- (2) 料 金 無料

【お問い合わせ】

大阪府池田保健所 ☎751-2990

16. 徘徊高齢者探索システム事業

(1) 事業の概要

在宅の認知症高齢者への家族支援として、徘徊高齢者に端末装置等を貸与して、認知症高齢者が徘徊した場合、その家族等の通報に基づき、委託業者がGPS位置情報システムを使用することにより、居場所を早期に特定し家族等に知らせるサービスです。

(2) 利用できる方

市内に居住し、在宅で家族等に介護されている65歳以上の徘徊高齢者

(3) 利用者負担

<月額利用料> 月額 500 円（税別）

<位置情報提供料等>

- ・パソコンや携帯電話で検索は、月2回まで無料で行えます。3回目以降は1回ごとに100円（税別）かかります。
- ・オペレーターへの電話による検索は、1回ごとに200円（税別）かかります。

※加入料金等の初期費用は市が負担します。

※家族が現場まで駆けつけることができない時、委託業者に現場まで急行を依頼した場合、1回1時間ごとに10,000円（税別）が必要になります。

(4) 申込方法

- ・申請書と登録申込書に必要事項を記入して、地域支援課へ提出して下さい。
- ・委託業者より日程調整の上、機器が自宅に届きます。

(5) サービスが利用できない場合

- ・医療機関入院、施設入所等により、1ヶ月以上在宅での介護が必要なくなったとき
- ・ペースメーカー等の医療機器を利用されている方

【お問い合わせ】

地域支援課（市役所2階6番窓口） ☎752-1111（内線380・381）

17. 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

(1) 事業の概要

在宅の認知症高齢者が徘徊行動等により行方不明となることが予想される場合、高齢者の家族等が事前に本人の情報を市に登録することで、実際に行方不明となった場合に各協力機関（民生委員、地域包括支援センター、市内介護事業所）へ情報提供し、捜査協力を依頼するものです。

(2) 利用できる方

市内に居住し、在宅で家族等に介護されている概ね65歳以上（若年性認知症の方を含む）の高齢者で行方不明になる心配のある方

(3) 利用者負担 無料

(4) 申込方法

事前登録票、写真（縦8cm×横7cm）2枚を地域支援課へ提出して下さい。

※緊急時、登録していなくても利用することができます。検索届けを池田警察署に出した後、地域支援課の窓口で仮登録することができます。写真、印鑑をお持ち下さい。

(5) 検索の流れ

- ①行方不明になった場合、まず警察に連絡して下さい。協力事業者等への情報提供を希望される場合は、地域支援課にも連絡して下さい。
- ②地域支援課より協力事業者等へファックスにて情報提供します。
- ③情報提供を受けた機関は、発見したら警察および地域支援課へ連絡を行います。
- ④SOS ネットワークとは関係なく行方不明者を発見、保護された場合は、申請者から地域支援課へ連絡して下さい。
- ⑤発見時、地域支援課より協力事業者等へファックスにて連絡します。

(6) 注意事項

- ・地域支援課の利用時間は、平日8時45分から17時15分までです。
- ・休日、夜間（閉庁時）は利用できません。翌開庁時間に利用可能となります。

【お問い合わせ】

地域支援課（市役所2階6番窓口） ☎752-1111（内線380・381）